

平成 29 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 S G ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 町田 公志
(コード番号：9143 東証)
問合せ先 取締役 管理・統制担当 笹森 公彰
(TEL 075-671-8600)

株式売出し等に関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 6 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出し等の実施を承認する旨を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 71,582,900 株
- かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）に係る売出株式数は 47,950,300 株、海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は 23,632,600 株の予定であるが、最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成 29 年 12 月 4 日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役社長に一任する。売出株式数については変更される可能性があり、その場合、平成 29 年 11 月 24 日開催予定の取締役会において承認する予定である。
- (2) 売出人及び売出株式数
- ① 引受人の買取引受による国内売出し
- | | |
|-----------------------|--------------|
| S Gホールディングスグループ従業員持株会 | 47,050,300 株 |
| 近藤 宣晃 | 900,000 株 |
- ② 海外売出し
- | | |
|-----------------------|--------------|
| S Gホールディングスグループ従業員持株会 | 23,632,600 株 |
|-----------------------|--------------|
- (3) 売 出 価 格 未 定（平成 29 年 11 月 24 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（平成 29 年 12 月 4 日）に決定される予定である。）
- (4) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。
- ① 引受人の買取引受による国内売出し
- 売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社を引受人として、国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受させる。共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社とする。

② 海外売出し

海外売出しについては、Morgan Stanley & Co. International plc及びDaiwa Capital Markets Europe Limitedを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受させる。

引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び下記2.におけるオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは Morgan Stanley & Co. International plc 及び大和証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額が引受人の手取金となる。
- (6) 申込期間（国内） 平成29年12月5日（火）から平成29年12月8日（金）まで
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 株式受渡期日 平成29年12月13日（水）
- (9) 前記各項のほか、引受人の買取引受による売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認する。
- (10) 前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、海外売出しが中止されることがある。また、海外売出しが中止された場合は、引受人の買取引受による国内売出しが中止されることがある。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 7,192,500株
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（平成29年12月4日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役社長に一任する。）
- (2) 売出人及び売出株式数 大和証券株式会社 7,192,500株（上限）
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における売出価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項のほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 上記1.において定める引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しが中止される。また、海外売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しが中止されることがある。

3. 第三者割当による自己株式の処分の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 7,192,500 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(平成 29 年 11 月 24 日開催予定の取締役会において決定する予定である。) |
| (3) 割 当 方 法 | 割当価格で大和証券株式会社に割当て。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、第三者割当による自己株式の処分を中止する。 |
| (4) 割 当 価 格 | 未定(上記 1. における売出株式の引受価額と同一とする。) |
| (5) 申 込 期 日 | 平成 30 年 1 月 10 日(水) |
| (6) 払 込 期 日 | 平成 30 年 1 月 11 日(木) |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における申込株数単位と同一である。 |
| (8) 前記申込期日までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。 | |
| (9) 前記各項のほか、第三者割当による自己株式の処分に関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認する。 | |
| (10) 上記 2. において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、第三者割当による自己株式の処分が中止される。 | |

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 引受人の買取引受による売出し 71,582,900 株
- (うち引受人の買取引受による
国内売出し 47,950,300 株
海外売出し 23,632,600 株)
- 最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日に決定される。
- オーバーアロットメントによる 7,192,500 株 (※)
売出し
- (2) 需要の申告期間 平成 29 年 11 月 27 日 (月) から
(国 内) 平成 29 年 12 月 1 日 (金) まで
- (3) 売出価格決定日 平成 29 年 12 月 4 日 (月) (売出価格は仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、引受価額と同時に決定される。)
- (4) 申 込 期 間 平成 29 年 12 月 5 日 (火) から
(国 内) 平成 29 年 12 月 8 日 (金) まで
- (5) 株式受渡期日 平成 29 年 12 月 13 日 (水)

- (※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である新生興産株式会社 (以下「貸株人」という。) より借り入れる当社普通株式 7,192,500 株 (上限) であります。これに関連して、当社は、平成 29 年 11 月 6 日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式 7,192,500 株の第三者割当による自己株式の処分 (以下「本件自己株式の処分」という。) の決議を行っております。

また、大和証券株式会社は、平成 29 年 12 月 13 日から平成 30 年 1 月 5 日までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とし、貸株人から借り入れている株式の返還に充当するために、当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少するか、又は処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

なお、本件自己株式の処分による手取概算額上限 10,830 百万円については、平成 32 年 3 月末までに、全額を当社子会社への投融資資金に充当する予定であり、当社子会社は、当社からの投融資資金を、東京都江東区における大型物流施設の新設 (X-フロンティアプロジェクト) に係る設備投資資金に充当する予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定処分価格 (1,580 円) を基礎として算出した見込額であります。

なお、当社グループの平成29年10月20日現在における設備投資計画は、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手及び完成 予定年月		完成後 の増加 能力
				総額	既支 払額		着手	完了	
SGシステム(株)	本社 (京都市南区)	デリバリー 事業	勘定系 システム	3,500	3,301	自己資金	平成 27年 9月	平成 30年 3月	(注)3
SGリアルティ(株)	SGリアルティ 和光 (埼玉県和光市)	不動産 事業	物流施設	13,500	12,376	自己資金	平成 27年 10月	平成 30年 2月	(注)3
SGリアルティ(株)	(仮称)SGリアル ティ新大阪ホテル (大阪市淀川区)	不動産 事業	ホテル	7,100	763	自己資金	平成 28年 3月	平成 31年 8月	(注)3
佐川急便 (株)	(注)1	デリバリー 事業	車両運搬具 (1,588台)	9,400	5,648	自己資金	平成 29年 4月	平成 30年 3月	(注)3
SGリアルティ(株)	未定 (東京都江東区) (注)2	デリバリー 事業 不動産 事業	物流施設	58,300	16,146	自己資金 及び当社 からの投 融資資金	平成 29年 9月	平成 32年 8月	16% (注)4
佐川急便 (株)	同上 (注)2	デリバリー 事業	マテハン 機器	26,000	—	自己資金 及び当社 からの投 融資資金	平成 29年 10月	平成 32年 8月	16% (注)4

- (注) 1. 全国拠点に適宜導入しております。
2. 大型物流施設の新設に係る計画(X-フロンティアプロジェクト)であります。
3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。
4. デリバリー事業の現状の運行実績に基づき算出しております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分については、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える事業基盤を強化し、更には、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)のとおり、当社は、毎期の業績・投資計画・手元資金の状況等を勘案しながら、連結配当性向 30%を目標に継続的な配当と、経営状況や市場環境等に応じて実施する自己株式の取得を組み合わせる利益還元を行っていく方針であります。

(4) 過去2決算期間の配当状況

回次	第 10 期	第 11 期
決算年月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益	106円80銭	91円66銭
1 株 当 た り 配 当 金 (うち 1 株 当 た り 中 間 配 当 金)	普通株式 10円00銭 (一) A種優先株式 10円17銭 (一) B種優先株式 10円67銭 (一)	普通株式 12円00銭 (一)
実 績 連 結 配 当 性 向	9.4%	13.1%
自 己 資 本 連 結 当 期 純 利 益 率	15.7%	11.0%
連 結 純 資 産 配 当 率	1.5%	1.5%

- (注)
- 1株当たり連結当期純利益は、各期の連結当期純利益を、自己株式控除後の期中平均発行済普通株式数で除した数値です。
 - 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(期首の少数株主持分控除後の連結純資産額と期末の少数株主持分控除後の連結純資産額の平均)で除した数値です。また、連結純資産配当率は、配当金総額を期末の連結純資産額で除した数値です。
 - 当社は平成28年6月17日開催の取締役会決議に基づき、平成28年8月1日付でA種優先株式及びB種優先株式を取得し、同日付で消却しております。
 - 当社の連結決算日は、第11期までは3月20日ですが、平成29年6月9日開催の定時株主総会による定款変更に伴い、第12期より3月31日となっております。
 - 当社は平成29年8月18日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月21日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり配当金を算定しております。

3. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

4. ロックアップについて

上記1.の引受人の買取引受による売出し及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」という。）に関連して、売出人であるSGホールディングスグループ従業員持株会（以下「当社グループ従業員持株会」という。）及び近藤宣晃、貸株人である新生興産株式会社並びに当社の株主である公益財団法人佐川美術館、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社、佐川印刷株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、いすゞ自動車株式会社、田中産業株式会社、公益財団法人SGH財団、フューチャー株式会社、株式会社ザイマックス、株式会社北陸銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社広島銀行、三信株式会社、株式会社京都銀行、株式会社西日本シティ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、明治安田生命保険相互会社、日本生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、栗和田榮一、荒木秀夫、大原雅樹、鈴木喜一、木下宗昭、中川和浩、町田公志、関根眞二、中島俊一、井岡康治、柴田和章、野村真司、中原滋、佐野友紀、内田浩幸、竹村章、別所規至、川崎直介、正代誠、笹森公彰、大工義弘、渡邊進一、森下琴康、佐藤一夫、吉田貴行、道上良司、石川秀範、小林康男、増子天、松本朗、小山彰、井上浩一、川中子勝浩、鈴木智史、浅田正裕、中島繁及び日山欣也は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）後180日目の平成30年6月10日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（当社グループ従業員持株会については、同会の会員による当社普通株式の引出しに応じること等を含む。ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、グローバル・オフアリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換又は交換され得る有価証券の発行、当社普通株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、本件自己株式の処分及び株式分割等による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

（注）「2.株主への利益配分等」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

本記者発表文に関するご留意事項：

この文書は、当社普通株式売出し等に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。平成 29 年 11 月 6 日の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。